

## 他県における規範等の例 関係資料

- ① 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言…………… 1
- ② 鳥取県人権尊重の社会づくり条例…………… 2 ～ 4
- ③ 多様性に満ちた社会づくりに関する指針（秋田県）…………… 5、6

本文へ 読み上げ・ふりがな Language

文字サイズ **拡大** 標準 背景色 白 黒 **青**

サイト内  
検索

検索

詳細検索



愛知県

Aichi Prefectural Government

防災情報

観光情報

事業者・  
就業者の方向け

目的からさがす

組織からさがす

分類からさがす

現在地 [ホーム](#) > [組織からさがす](#) > [人権推進課](#) > 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言

## 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言

ページID:0187727 掲載日:2018年3月19日更新

本県は、我が国憲法の根幹である基本的人権尊重の精神に基づき、多くの人権にかかわる施策に取り組んでまいりましたが、今なお、人権に関して様々な問題が論議されています。

こうした問題の解消のためには、行政を始め県民一人ひとりが、人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法の施行50周年の節目の年でもありますので、これを機会に次のとおり宣言を行い、人権が一層尊重される地域社会の実現に向けて、県民の皆様とともに努力してまいりたいと考えています。

平成9年12月5日

愛知県知事

### 人権尊重の愛知県を目指して

基本的人権の尊重は、我が国憲法の基本理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが平和で幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、今なお、人権に関しては、依然として様々な問題が論議されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政はもとより県民一人ひとりのたゆまぬ努力が必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法施行50周年の節目の年でもあります。

そこで、改めて人権の大切さを認識し、人権が尊重される郷土愛知の実現を目指して、県民とともに、なお一層の努力をしていくことをここに宣言します。

このページに関する問合せ先

[人権推進課](#) 人権推進グループ

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

愛知県東大手庁舎3階

Tel:052-954-6167 Fax:052-973-3582

AI(人工知能)は  
こんなページをおすすめします

[あいち人権ユニバーサルイベント「LGBTと多様なアイデンティティ-複合マイノリティの視点を知る-」\(オンライン開催\)の参加者を募集します](#)

[人権啓発キャラバン2024の動画を配信中です](#)

[愛知県ホームレス問題講演会を開催します](#)

[パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入します](#)

[「人権を考える企業者のつどい」の参加者を募集します](#)

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

### (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

### (県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

### (県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 多様性に満ちた社会づくりに関する相談窓口

### 差別等相談窓口

差別等に関する相談に応じます。  
 秘密厳守、無料で対応いたします。

- 相談方法 電話、ウェブ(下記URL参照)、  
 面接(あきた未来戦略課相談室、要予約)
- 相談時間 月曜～金曜  
 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
- 電話 070-4106-4564(担当者直通)

### 個別相談窓口

●差別等の種類ごとの、主な相談窓口は次のとおりです。

差別の事由等	個別相談窓口	TEL
性別	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846
障害	障害者110番	018-863-1290
新型コロナウイルス感染症	みんなの人権110番(全国人権相談ダイヤル)	0570-003-110
性的指向、性自認等	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846
外国人	秋田県外国人相談センター	018-884-7050
高齢者	秋田県高齢者総合相談・生活支援センター	018-824-4165
犯罪被害者等	犯罪被害者等支援総合的対応窓口	018-860-1522
犯罪をした人等	みんなの人権110番(全国人権相談ダイヤル)	0570-003-110
職場におけるハラスメント	秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684
	雇用労働政策課 労働相談	018-860-2334
	秋田県労働委員会 あっせんの事前相談	018-860-3284
カスタマーハラスメント	秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684
	雇用労働政策課 労働相談	018-860-2334
いじめ	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	すこやか電話	0120-377-804

●相談窓口は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧ください。

詳しくはこちらから

秋田県 63100

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63100>



## あきたパートナーシップ宣誓証明制度申請窓口

●性的指向が必ずしも異性愛のみでない方又は性自認が出生時に決定された性別と異なる方等が互いをパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明する制度です。

- 受付窓口 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
- 電話 018-860-1555

●受付窓口は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧ください。

詳しくはこちらから

秋田県 63250

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63250>



## 秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 TEL 018-860-1232 FAX 018-860-3870

©2015 秋田県んだッチ R03106



# 多様性に満ちた社会づくりに向けて



秋田県は、「多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、県民が安心して暮らすことができ、かつ、寛容で持続的に発展することができる社会を目指します。

## 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例

- 多様性に満ちた社会づくりとは、あらゆる差別の解消を図り、全ての県民が、個性を尊重し合いながら、多様な文化や価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の形成を図ることをいいます。
- 条例は、基本理念や県、県民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本的な事項を定めるものです。また、行動規範・基本理念として様々な理由による差別や優越的な関係を背景とした不当な要求等をしてはならないことを定めています。

### (差別等の禁止)

- 第三条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、性的指向(恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)、社会的身分、門地、職業、年齢、心身の機能の障害、病歴その他の事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

●全文は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧ください。

詳しくはこちらから

秋田県 63094

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>



秋田県

## 多様性に満ちた社会づくりに関する指針

- 基本条例第9条の規定に基づき、多様性に満ちた社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るために策定するものです。
- 差別等の具体的な事例や判断するための目安を示し、理解を深めていただくとともに、県が実施する差別の解消等に関する具体的な施策を示すことを目的としています。
- 全文は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧になれます。

詳しくはこちらから

秋田県 63094

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>



このような行為に傷ついた、  
というたくさんの声をいただ  
いています。

知らず知らずのうちに、人  
を傷つけていないか、自己  
チェックしてみましょう。

### 障害を理由とするもの

- レストランで、障害があることを理由に来店を拒まれた。
- 合理的な理由がなく障害があるだけで、アパートの契約や就職を拒否された。
- 障害のある子どもが公園で「他の子に迷惑をかけるから来ないでほしい」と言われた。
- 「視覚や聴覚に障害がある人は参加できない」と会議への参加を一方向的に断られた。

### がん等の疾病を理由とするもの

- 治療のための長期休暇や短時間勤務の制度がないことや、業務遂行に支障があるとの理由から、退職を促された。
- 治療が一旦終了して再就職をしようとした人が、定期的な経過観察が必要であることや体力的な制約等から就職を断られた。

### 外国人に対するもの

- 外国人であることで「〇〇人は出て行け」、「祖国に帰れ」などと言われた。
- 外国人であることを理由として、アパートの契約を断られた。
- 日本語に困らないにもかかわらず、インターンシップの受入れを拒まれた。
- 外国人技能実習生であるが、周囲に話しかけられることがなく、冷たく無視されている。

### 性別を理由とするもの

- 「家事や子育ては、女性がするべきものだ」と言われた。
- 管理職は、男性がなるものとして、女性の管理職がない。
- 理由のない男女別名簿が作成されている。

### 感染症の患者及び医療・介護従事者等に対するもの

- クラスタが発生した事業所等が、SNS上で「テロリスト」などと非難された。
- 患者のいる家庭の情報を地域に広げられ、事実上の村八分となった。
- 県外ナンバー車に乗っていることで嫌がらせを受けた。
- ワクチン接種を強要され、拒んだら不利益な取扱いをされた。
- 病院で働いていることで、「スーパーで買い物をするな」と言われた。
- 家族が医療従事者であるため、普段と異なる同僚と離れた部屋で勤務させられた。

### 性的指向、性自認等を理由とするもの

- 性的指向が同性であることを公表したところ、同僚から「気持ち悪い」と言われた。
- 性自認が戸籍上の性別と異なることで「男らしくない」、「女らしくない」と言われた。
- 性的指向が同性であることを、同意なく周囲に言いふらされた(アウトティング)。

### 年齢を理由とするもの

- 高齢者が店でカード払いにまごついていたら、「現金で払え」と他の客にせかされた。
- 高齢であることのみを理由に、アパートの契約や就職を拒まれた。
- 町内会の行事に行ったところ「年寄りはお客にいい」と言われた。
- 高齢運転者標識(高齢者マーク)を付けた車に乗っていたら、速く走るようあおられた。
- 子どもや若年者であることで「子どものくせに」、「若いくせに」と言われた。

### 犯罪被害者等に対するもの

- 犯罪の被害に遭ったことを、噂話として近所に広められた。
- 被害者の家族が近所の人から「お前たちが悪い。警察が来て迷惑だ」と言われた。

### ハラスメント

#### カスタマーハラスメント

- 顧客や取引先等から、次のようなことをされた。
  - 土下座の強要
  - 長時間にわたる謝罪の要求
  - 大声での威嚇・暴言
  - 人格を傷つける発言
  - 一方的で不当な要求の執拗な繰り返し

#### パワーハラスメント

- 上司から「バカ」、「アホ」等周りの職員も不快に思うような罵声や「辞めてしまえ」等の指導を超えた叱責をされた。

#### セクシャルハラスメント

- 同僚から「結婚しないのか」、「子どもはつくらぬのか」と執拗に尋ねられた。

#### 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント等

- 産前休業や育児休業の相談を上司に話したら、「休むなら辞めてもらおう」と言われた。

### 犯罪をした人等に対するもの

- 「〇〇さんは、前科者だ」と近所の人に噂され、日常生活が困難な状況となった。
- 「犯罪をした人の子だから遊ばせられない」と他の子どもの親に言われた。

### いじめ

- 「死ね」、「気持ち悪い」といった悪口や容姿を冷やかすあだ名などと言われた。
- SNSやオンラインゲーム上で悪口を書かれたり、無断で写真や動画を掲載された。
- オンラインゲームで課金が必要なアイテムの購入を強要された。
- 仲間はずれにしたり、話し合いの際にいない者のように扱われた。
- お金や私物を盗まれたり、隠されたり、汚された。
- 偶然を装ってボールをぶつけられたり、ふざけ半分で頭髪をはさみで切られた。
- 恥ずかしいことや、危険なことをさせられた。

人を傷つけないために、このような視点で考えてみましょう。

- その行為を受ける側となった場合に、許せるものか。
- 相手が嫌がる行為でないか、心身に悪影響を及ぼす行為でないか。
- 行為の理由となる事由は、その相手の自らの意思で変えられるものであるか。
- 行為の相手だけでなく、周囲の人や社会に悪影響がないか。
- どのような社会的評価が得られる行為であるか。
- 合理的な行為として、多くの人が納得を得られる行為であるか。



### その他注意が必要なこと

- 性別を限定した求人が認められる事例や直ちに実施できないバリアフリーなど、合理的な取扱い上の違い等といわれる差別の例外となるものがあります。
- 差別の解消を求める際は、相手が意図せずに差別を行っていることも想定しながら、威圧的・暴力的にならないよう、冷静な姿勢で話し合う必要があります。
- 歴史的・文化的背景から、宗教、祭事、民族の習慣等は、行う人にとって変えがたい場合があり、背景や意味合いを把握し、相手を尊重して議論を進めるなどの対応が必要です。
- 差別を行った側にも、過ぎてきた社会的状況や教育内容の変化など、本人の責任だけではない事情等がありますので、非難するのではなく、互いに理解促進を図っていくことが大切です。

